

陳 情 書 等

件 名

新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

令和8年1月30日

宇治市議会議長
木本裕章様

〒

電話番号

ハラスメントから職員を守る京都府民の会

代表 中路 式雄

新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

<陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が相次いで採択されており、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。

この調査結果を受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参照）。

現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧

誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる３月末から４月上旬に集中する傾向があります。従来から課題として認識されてきた側面はありますが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、貴議会として早急な確認をお願い申し上げます。

<陳情項目>

１．庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。

２．仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

《討議資料》

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

陳情採択・実態調査あわせ全国104自治体
平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」

これまで表面化していなかった職員達の声が
アンケートを通じて明示されました——

令和8年1月作成

資料作成：パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会

E-mail: petition@renrakukai.net

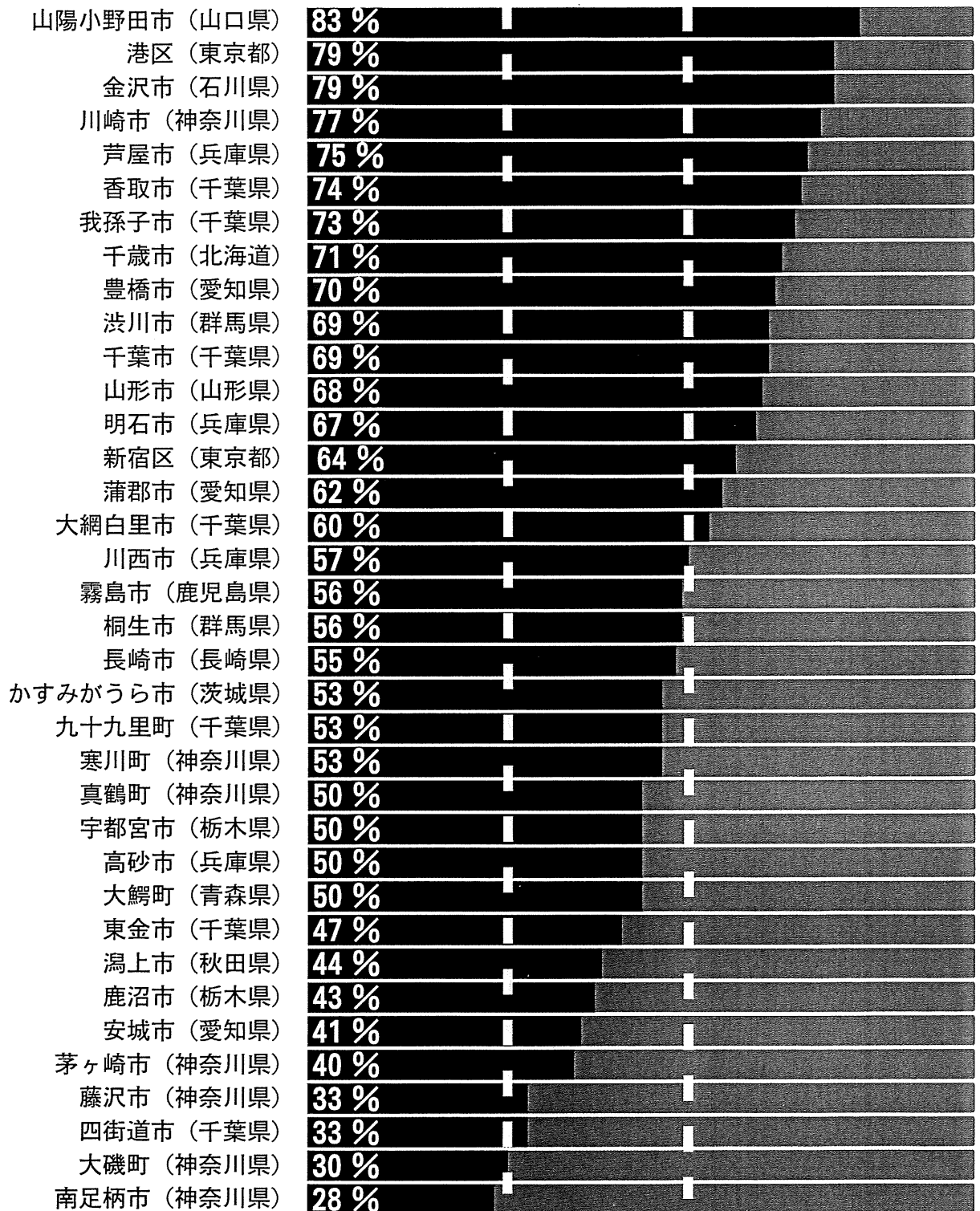
URL: <https://renrakukai.net/>

※本資料PDFは右QRコードから
ダウンロード頂けます。



政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

**政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合
36自治体調査で平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」**



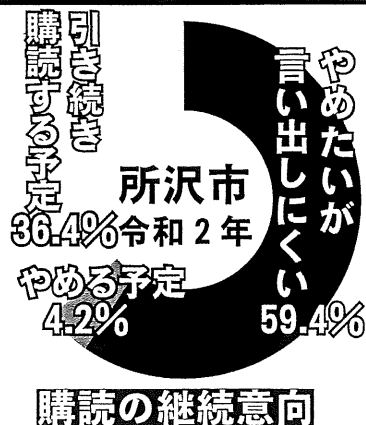
総じて 3 割以上 平均57%

庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも36の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。調査は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。

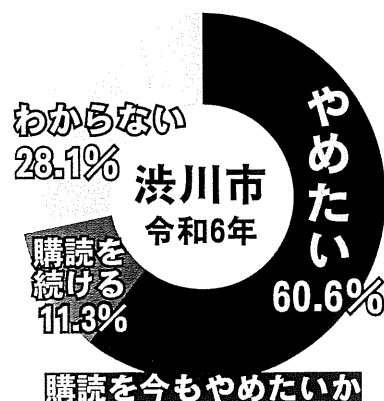
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道 等から当会が把握したものを掲載しています。実際には、上記以外にもアンケートを実施した自治体があると思われます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

所沢市 職員の過半数「購読をやめたいが、議員に言えない」 渋川市



所沢市（埼玉県）の調査で現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しにくい」と答えた。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている」との回答が6割以上にのぼった。鹿沼市（栃木県）でも7割以上が「やめたい」と答えた。

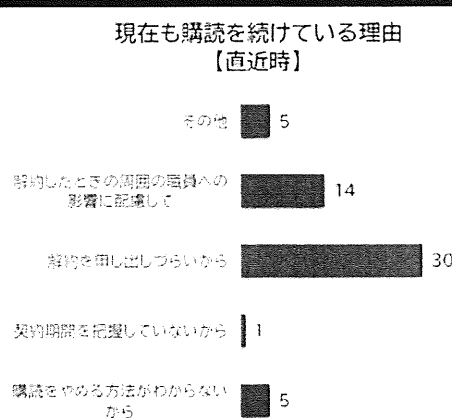
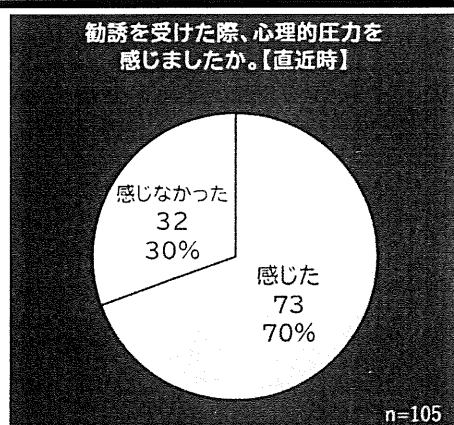
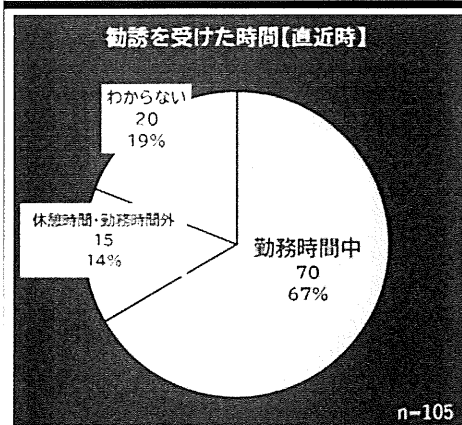


山形市

山形市で心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけだった。

千葉市 心理的圧力を受け、断れずに購読を続けている現状

千葉市で直近3年間で勧誘をうけて購読中の39人に理由を尋ねると、30人が「解約を申し出づらから」と答えるなど、自らの意思で購読している職員は一人もいなかった。



豊橋市

庁舎内で政党機関紙を勧誘するのは特定政党

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市（愛知県）が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった。選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他自由記述となっていた。

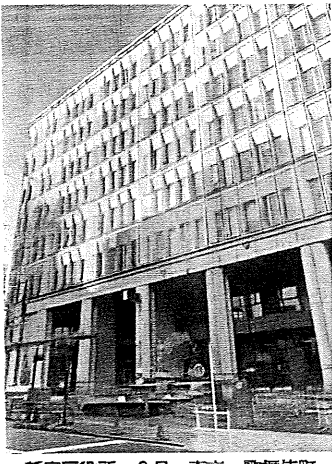
他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らかな。

新宿区の事例は、政党機関紙勧誘に関するアンケートを実施することで、実態を客観的に把握し、その結果を踏まえて行政として適切な対応が可能になることを示しています。報道では、しんぶん赤旗の勧誘問題が取り上げられていますが、私たちは、アンケートは特定の政党に限定することなく、すべての政党を対象として公平・公正に実施されるべきものと考えます。

月曜日

産経新聞

【月ざめ定価3900円(税抜き本体価格3611円+消費税289円)1部売り140円】<第三種郵便物認可>



新宿区役所＝9日、東京・歌舞伎町

区などによると、区役所に申告するよう内部向け通知を出した。その結果、同月22日までに50人以上の管理職が契約解除を申し出たという。購読契約を解除したい政党機関紙の購読契約を解除した職員は、総務課を除いたケースもあるとみられる。

区、職員への勧誘中止訴え

東京都新宿区の多数の管理職が共産党区議からの勧誘を断れず、党機関紙「しんぶん赤旗」を購読していた問題で、赤旗の購読継続を望まない50人以上の管理職が、区のサポートを受けて購読契約を解除したことが区への取材で分かった。さらに、職員への政党機関紙の勧誘や庁舎内での購読料の集金を行わないよう、区議会に要請したことも判明した。

(原川貴郎、写真も)

赤旗区管理職が集団解約

新宿「望まぬ購読」、50人超

られ、共産区議の勧誘を受けて、赤旗を購読していた管理職の実数は不明だとされる。

区側は昨年12月下旬、赤旗の購読契約解除を希望する管理職が、自身の

昨年12月11日、政党機関紙を巡り、①職員に対する購読勧誘②庁舎内での購読料の徴収③職員による購読料の徴収代行④配達員による執務スペースへの配達を行わないよう区議会に要請した。

区議会は今年14日に各会派の幹事長会を開き、区長の要請を受けて議事としての対応を協議することになっている。

新宿区が昨年8月、管理職を対象に行ったハラメントに関するアンケート(132人中115人が回答)によると、85・2%が区議から政党機関紙の購読の勧誘を受けた経験があり、このうち64・3%が「心理的な圧力を感じた」と回答。また勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えた。

区側はこの政党機関紙が「赤旗」であることを区議会でも明らかにし、「議員による職員への行為がハラメントに発展し得る構造的リスクがある」と(吉住氏)として、職員個人で解約しづらいケースを含め、対応策を検討していた。

全国で実態調査し対策を

赤旗の「押し売り」

共産党の地方議員が自治体の庁舎内で、幹部職員らに同党の機関紙「しんぶん赤旗」の購読を求める行為が横行している。

東京都新宿区では、区の管理職の約8割が共産党区議から赤旗購読の勧誘を受け、このうち6割以上が心理的圧力を感じていたことが、区が実施した職員へのアンケートで分かった。

議員の立場を利用した押し売りにも等しい行為で、看過できない。執勤な勧誘は他の自治体でも問題化しているが、氷山の一角だろう。共産党議員は執勤な勧誘をやめるべきだ。政府や全国の自治体は実態を調査し、対策を講じてもらいたい。

新宿区のアンケートは8月、課長級以上の管理職を対象に行われ、115人が回答した。区の報告書によると、区議から機関紙購読の勧誘を受けた職員のうち35%が「購読した」、50%が「やむを得ず購読した」と回答した。断つても重ねて勧誘されたケースも複数あった。

報告書には、機関紙名は記されていないが、区は区議会総務区民委員会での答弁で、赤旗であると明らかにしている。

千葉市が3月に行った管理職への調査でも、機関紙購読を勧誘された職員の7割が心理的圧力を感じていたことが分かり、神谷俊一市長が市議会に対し、配慮するよう文書で求めた。

自治体の管理職は議会対応の関係上、議員の要求を断りにくい。議員側はその意図はなくても、勧誘自体が心理的圧力につながることは否めない。

しかも赤旗は共産党の最大の資金源である。同党の収入総額の約8割は購読料など機関紙関連事業で、それに自治体職員も協力させられているとすれば、政治的中立性を損なうことになる。

神奈川県鎌倉市は平成26年度、「職務の中立性」を理由に政党機関紙などの庁舎内での勧誘を禁止する規則を設けた。共産党市議らが長年にわたり赤旗の勧誘、集金を繰り返していたことに対処するためだ。他の自治体も参考にしたい。

日本維新の会の吉村洋文代表は20日、自民党と連立政権樹立で合意した際の会見で、政治資金の問題では企業団体献金とともに、赤旗など政党機関紙の問題も協議する意向を示した。妥当であり、国会でも積極的に取り上げてもらいたい。

産経新聞 令和7年10月30日社説

産経新聞 令和8年1月12日 社会面

※両記事は産経新聞社の利用許諾に基づき掲載しています。

職員への政党機関紙勧誘問題は、産経新聞が報道しているほか、読売新聞、共同通信、東京新聞、中日新聞の日刊紙、Hanada、Will、政経東北の月刊誌等で広く指摘されています。特にX等のSNSでは、問題が報道される度に数百万インプレッションを記録しています。

https://x.com/Sankei_news/status/2010291068206809582

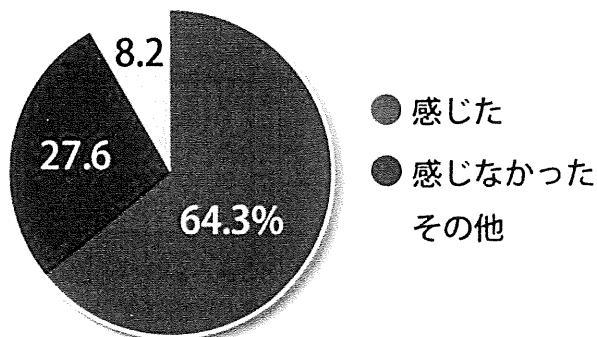
新宿区ハラスメントに関する職員アンケート（令和7年）

新宿区

「課長は当然購読するもの」。暗黙のルールを押し付けられた。

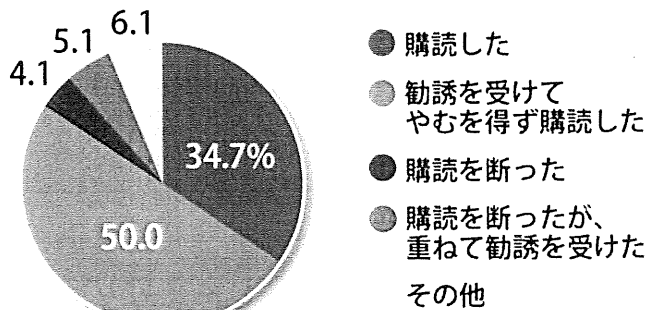
管理職115人が回答。アンケート実施を通して、共産党区議による政党機関紙の「押し売り」が横行していることが明らかになった。管理職 85・2%が区議から政党機関紙の購読の勧誘を受けた経験があり、64・3%が「心理的な圧力を感じた」と回答。さらに勧誘を受けて50%が「やむを得ず購読した」と回答した。

勧誘を受けたとき、心理的圧力を感じたか



- ・「課長は当然購読するもの」という暗黙のルールがある、と言われているように感じた。
- ・管理職は購読するものなのだと思っていた。義務的に感じていた。
- ・勧誘の言動に圧力は感じなかったが、勧誘自体に圧力を感じる。
- ・圧力は感じなかったが、良好な関係を構築するためには購読した方が良かったと思った。

勧誘を受け、その政党機関紙を購読したか



- ・頼んでもいないのに届けられ、請求に来た。
- ・回答をうやむやにした。しばらく政党機関紙が送りつけられたが、集金はなく、その後機関紙が送られなくなった。
- ・先輩管理職から、過去断ることができた人は1名のみと教わり、購読した方が無難だとアドバイスもらった。
- ・その後日刊紙を解約する旨申し出たが、日曜版を勧誘され、やむを得ず購読している。

政党機関紙の庁舎勧誘行為に関する職員アンケート（令和6年）

港区

9割が勧誘を受け、8割が心理的圧力を受け、7割が購読した。

管理職 67 名が回答。61人（91%）が区議から勧誘を受けており、その際48人（78.7%）が心理的圧力を感じた。自由回答欄には「購読をやめたいと思っているが、言いだせずにやめられない」「購読を断わることや解約することは心理的な負担が大きい」等のコメントが並んだ。

No. 1 本区区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ ある 61人 ■ ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きます。該当するものを1つ選択してください。

● 部長級 0人 ■ 課長級 30人 ■ 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 購読した。44人 ■ 購読したが、現在は購読していない。11人 ■ 購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

■ 感じた。48人 ■ 感じなかった。13人

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願（令和6年3月採択）

賛成した会派

自民党議員団、みなと未来会議、公明党議員団、港区維新・無所属、参政党の会

反対した会派

共産党議員団
港区れいわ新選組
みなと政策会議

請願採択を踏まえアンケートを実施した

地方自治体で政党機関紙の実態調査が推進される背景

パワハラ防止法による措置義務「事実確認を迅速かつ正確に」

パワーハラスメント防止法（労働施策総合推進法）および厚生労働省の指針により、地方公共団体を含むすべての事業主には、団体の規模や職場環境の如何を問わず、職場におけるハラスメントを防止するための措置を講じる義務が課されています。具体的には

- ▶事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ▶被害者に対する適切な配慮措置を行う
- ▶再発防止に向けた措置を講じる 等が求められています。

全国でハラスメント防止条例制定相次ぐ

令和7年12月現在
157自治体が制定

柏市

千葉県柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施。その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘／購読の強要」の訴えがあった。

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての右記の見解を本会に寄せてくれた。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。

しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/055/358/r61119_giun_8.pdf

管理職が議員から私費で新聞「」の購入を強いられている。
金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考え
る。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定される
ため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反
論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。
また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民
から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考え
る。

の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにし
ろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。こ
れまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではな
く、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意
という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。
また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。

は板橋区がアンケート公表時に黒塗り

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

全国

政党機関紙勧誘に「共通の傾向」がみられる。

役職者の新規任命時期の3月末から4月上旬に勧誘が集中。

- ① 勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないかと考える管理職もいる。
- ② 勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ 集金は毎月対面で行われる。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ 契約書がなく、契約期間が定められておらず、辞めるきっかけがない。多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。
- ⑤ 配達先は大半が職場。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達ほとんどない。

庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・是正を求めた 陳情採択及び実態調査を実施した全国計104自治体

北海道	■ 千歳市 ■ 釧路市				
青森県	■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町	千葉県	■ 九十九里町 ■ 我孫子市 ■ 習志野市 ■ 銚子市 ■ 勝浦市 ■ 流山市 ■ 神崎町	愛知県	■ 安城市 ■ 蒲郡市 ■ 豊橋市 ■ あま市 ■ 大治町 ■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 津島市 ■ 幸田町
岩手県	■ 滝沢市				
秋田県	■ 湯沢市 ■ 北秋田市 ■ 潟上市 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村	東京都	■ 港区 ※請願 ■ 新宿区 ■ 目黒区 ■ 板橋区 ■ 足立区 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市 ■ 立川市	滋賀県	■ 湖南市 ※決議
山形県	■ 山形市 ■ 寒河江市			大阪府	■ 大阪狭山市
福島県	■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村			兵庫県	■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 川西市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市
茨城県	■ かすみがうら市			奈良県	■ 田原本町
栃木県	■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町	神奈川県	■ 神奈川県 ■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 逗子市 ■ 真鶴町 ■ 寒川町 ■ 川崎市 ■ 鎌倉市 ■ 大磯町 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 松田町 ■ 清川村	岡山県	■ 総社市 ■ 美作市 ■ 吉備中央町 ■ 和気町 ■ 里庄町
群馬県	■ 桐生市 ■ 渋川市 ■ 沼田市 ■ 甘楽町			山口県	■ 山陽小野田市
埼玉県	■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町			長崎県	■ 長崎市 ■ 時津町
	■ 千葉市 ■ 大綱白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市	石川県	■ 金沢市	熊本県	■ 荒尾市
		長野県	■ 岡谷市	鹿児島県	■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市
		岐阜県	■ 中津川市		

黒＝陳情が採択された自治体
 赤＝陳情採択されて調査を行った自治体
 緑＝議員による一般質問や住民からの要望書などを受けて調査を行った自治体